

全ト協発第587号(環)
平成30年2月27日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



**「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン
～脳健診の必要性と活用～」について**

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添のとおり「自動車運送事業者のための脳血管疾患対策ガイドライン」が策定された旨、通達が発出されました。

近年、健康起因による交通事故が増えており、その中でも脳血管疾患が多くをしめている状況の中、平成28年12月には道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、事業用自動車のドライバーが疾病により安全な運転が出来ない状態で運転することを防止する措置が事業者には義務づけられました。

このため、国土交通省において、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」及び概要版を作成したところです。

本通達では、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用するよう求められています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、本ガイドライン及び概要版を活用し、脳血管疾患による事故防止に取り組むよう、傘下会員事業者への周知徹底方をお願い申し上げます。

また、全ト協で概要版を印刷し、各都道府県トラック協会へご送付いたしますので会員事業者への周知にご活用下さい(送付部数については、別途ご連絡いたします)。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 大西
電話03-3354-1045 FAX03-3354-1019



国自安第214号
平成30年2月23日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところです。

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。